

重度障害者医療助成制度あり方検討会議（第2回） 開催結果概要

- 1 日 時 令和5年6月2日(金) 午後4時～5時30分
- 2 場 所 京都テルサ D会議室
- 3 出席者 学識経験者 稲森 京都大学大学院教授(座長)
(委員) 精神保健福祉専門機関 波床 京都市こころの健康増進センター所長
当事者・家族団体 四方 公益社団法人京都精神保健福祉推進家族会連合会顧問
医療関係団体 三木 府医師会理事、畑 京都私立病院協会理事
夏目 府薬剤師会常務理事
福祉関係団体 中井 府社会福祉協議会常務理事
市町村 京都市 徳永 障害保健福祉推進室長 ほか3名

<主な意見>

◆対象者について

- ・まずは精神障害者保健福祉手帳の等級の1級を対象として、早期に他の障害者手帳が交付されている方との不均衡を解消するという点を優先してはどうか。2、3級への拡大については、身体・知的の手帳の等級範囲の見直しも含めた議論になる。そうすると自己負担や所得制限も含めた制度の根幹からの議論が必要になる。
- ・基本的には精神障害者保健福祉手帳を交付されている方々は等しく、医療費の助成が受けられるようにすべきである。最低でも2級まで、ぜひ3級までを対象とすべきである。
- ・対象とする精神障害の等級について、基本的には1級と考えている。ただし、2、3級についても、全く1級と同じという形ではなくても何らかの形で助成制度に入れられないか。

◆対象者に年金手帳所持者を含めるか否かについて

- ・現行制度は手帳が交付されている方を対象としている。障害年金を資格要件とすると、定期的に年金事務所に照会をしなければ把握できないことになり、資格要件の確認がしづらくなるとともに事務的な負担が増大する。
- ・障害者手帳制度の趣旨を踏まえると、手帳の要件を満たし、障害者施策を利用する方は手帳を取得していただくというのが本来の形。
- ・市町村の事情としては国から自治体への交付税措置の算定に手帳の交付数が含まれており、手帳を取得していただくということが、適正な財源確保につながる。
- ・年金事務所との連携の仕組みづくりをする必要があり、すぐには難しい。
- ・元々、障害者手帳制度をベースとして本制度が構築されているという点から、やはり障害者手帳に基づいて対応するのが本来の筋と考える。仮に年金手帳を考慮するとなれば、精神だけでなく、身体・知的に関しても年金手帳所持者も対象としなければならないのではないか。

◆対象となる医療費、自己負担額、所得制限について

- ・現行の制度に合わせ、対象とする医療費は通院・入院とも、所得制限も特別障害者手当

の基準を適用、自己負担はなしとしてはどうか。

◆制度開始時期について

- ・全市町村が一斉にスタートできれば良いが、早期の創設を要望されている当事者の視点に立つと、実施できる市町村から順次スタートするのも選択肢。
- ・足並みをそろえる努力が必要。
- ・制度の新規実施は本来的には年度当初からすべきであるが、切実な思いがある方々が多いため、補正予算での対応という形もあると思う。
- ・当事者からすれば一刻も早く始めてほしいと思われるはず。実施時期のズレが不整合になりうるのか、市町村の状況を考慮したうえで考えていくべき。

○当事者団体からの意見聴取

- ・精神疾患は根本治療の方法や原因が十分に解明されておらず、対症療法でしかない投薬治療に依存して成り立っている。向精神薬の副作用等により、様々な病気の罹患リスクが高くなっている。
- ・精神障害者は1級から3級まで全ての手帳所持者を対象としてもらいたい。